10 経営所得安定対策

【395,281(466,849)百万円】

- 対策のポイント ―

経営所得安定対策(旧:戸別所得補償)については、産業政策の観点から見直しを 行い、米の直接支払交付金や米価変動補填交付金について、工程を明らかにした上 で廃止する一方、畑作物の直接支払交付金(ゲタ)及び米・畑作物の収入減少影響 緩和対策(ナラシ)を引き続き実施します。

く背景/課題>

- ・これまでに、我が国における担い手の農地利用は全農地の5割となっていますが、農業従事者の高齢化、耕作放棄地の拡大が進む中で、構造改革をさらに加速化させていくことが必要です。
- ・経営所得安定対策(旧:戸別所得補償制度)については、**産業政策の観点から見直しを実施** し、構造改革にそぐわないなど政策的な課題のあった**米の直接支払交付金や米価変動補填交 付金について、工程を明らかにした上で廃止する**こととしました。
- ・また、畑作物の直接支払交付金(ゲタ)及び米・畑作物の収入減少影響緩和対策(ナラシ)については、引き続き実施します。

- 政策目標

〇 米・麦・大豆等の土地利用型農業の経営体の経営の安定

<主な内容>

1. 畑作物の直接支払交付金(ゲタ) [所要額] 209, 268 (212,319) 百万円 諸外国との生産条件の格差による不利がある畑作物 (麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたね) を生産する農業者に対して、経営安定のための交付金を直接交付します。支払いは数量払を基本とし、営農を継続するために必要最低限の額を面積払で交付します。

(1) 交付対象者

販売目的で対象作物を生産(耕作)する「販売農家」、「集落営農」

※ 27年産からは、認定農業者、集落営農、認定就農者を対象とします(いずれも規模 要件は課しません)。

(2) 対象作物

麦(小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦)、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、 なたね

(3) 交付単価

① 数量払

全算入生産費をベースに算定した標準的な生産費と標準的な販売価格との差額分を単位重量当たりの単価で直接交付します。

また、麦・大豆等の畑作物については、地域間、農業者間の品質の格差が大きいため、 **数量払の交付単価において、品質に応じて単価の増減**を行います。

<小麦の品質区分と交付単価>

(円/60kg)

品質区分		1	等			2	等	
(等級/ランク)	A	В	С	D	Α	В	С	D
小麦	6, 410	5, 910	5, 760	5, 700	5, 250	4, 750	4,600	4, 540

※ パン・中華麺用品種については、上記の単価に2,550円/60kgを加算。

<大麦・はだか麦の品質区分と交付単価>

(円/単位数量)

品質区分		1等			2等			
(等級/ランク)	A	В	С	D	A	В	С	D
二条大麦 (50kg)	5, 190	4, 770	4,650	4,600	4, 330	3, 910	3, 780	3, 730
六条大麦 (50kg)	5, 860	5, 440	5, 310	5, 260	4,830	4, 410	4, 290	4, 240
はだか麦 (60kg)	7, 650	7, 150	7,000	6, 910	6, 080	5, 580	5, 430	5, 350

<大豆の品質区分と交付単価>

(円/60kg)

品質区分 (等級)	1 等	2等	3 等
普通大豆	12,520円	11,830円	11, 150円
特定加工用大豆	10, 470円		

特定加工用:豆腐・油揚、しょうゆ、きなこ等製品の段階において、大豆の原形をとどめない用途に 使用する大豆

<てん菜の品質区分と交付単価>

(円/t)

品質区分 (糖度)	(▲0.1度ごと)	16.3度	(+0.1度ごと)
てん菜	▲62円	7,260円	+62円

くでん粉原料用ばれいしょの品質区分と交付単価> (円/t)

品質区分(でん粉含有率)	(▲0.1%ごと)	19. 5%	(+0.1%ごと)
でん粉原料用ばれいしょ	▲64円	12,840円	+64円

くそばの品質区分と交付単価>

(円/45kg)

品質区分 (等級)	1 等	2 等	3 等	規格外
そば	14,700円	13,990円	13, 190円	9,980円

※ 27年産からは、規格外について支援の対象から除外します。

<なたねの品質区分と交付単価>

(円/60kg)

品質区分 (品種)	キザキノナタネ ナナシキブ キラリボシ	その他の品種
なたね	9,850円	9,110円

<参考:平均交付単価>

小麦	6,320円/60kg
二条大麦	5,130円/50kg
六条大麦	5,490円/50kg
はだか麦	7,380円/60kg
大豆	11,660円/60kg

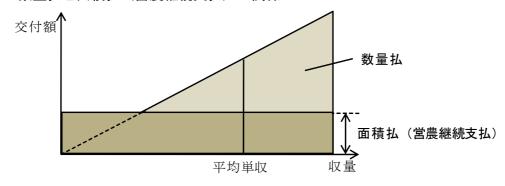
てん菜	7,260円/ t
でん粉原料用ばれいしょ	12,840円/ t
そば	13,030円/45kg
なたね	9,640円/60kg

② 面積払(営農継続支払)

農地を農地として保全し、営農を継続するために必要な最低限の経費が賄える水準を「営農継続支払」として、10a当たりの単価で直接交付します。

交付単価 : 20,000円 / 10a (そばについては、13,000円 / 10a)

- ※ 面積払は、前年産の生産面積に基づいて支払います。前年産の生産面積のない者は数量 払による支払いとなります。
 - 〇 数量払と面積払(営農継続支払)の関係



※ 交付金の支払いは、面積払を先に支払い、その後、対象作物の販売数量が明らかになった段階で数量払の額を確定し、先に支払われた面積払の金額を差し引いた額を追加で支払う仕組みです。

2. 米・畑作物の収入減少影響緩和対策(ナラシ)

【所要額】75、136(72,443)百万円

米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょの25年産収入額の合計が、過去の平均収入である標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を、対策加入者と国が1対3の割合で補塡の原資を負担し、補塡します。

(1) 交付対象者

認定農業者又は一定の要件を満たす集落営農のうち、一定の規模以上の者が対象です。 「規模要件については、

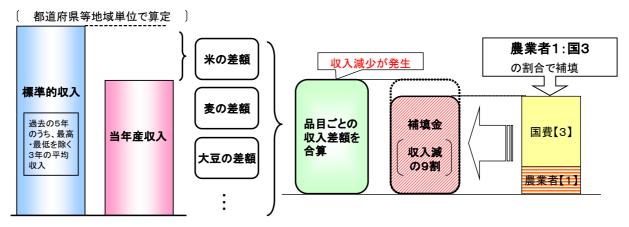
- ・認定農業者 4 ha (北海道は10ha) 以上
- ・集落営農 20ha以上

が原則ですが、市町村特認により規模要件を満たせなくても本対策に加入することができます。

- ※1 26年産に限り、米・畑作物の収入減少影響緩和対策(ナラシ)非加入者に対する影響緩和対策として、26年産の米の直接支払交付金の加入者のうち、ナラシ対策に加入していない者に対して、26年産のナラシ対策で米の補填が行われる場合には、国費分相当の5割を交付します(農業者の拠出は求めません)。
- ※2 27年産からは、認定農業者、集落営農、認定就農者を対象とします(いずれも規模 要件は課しません)。

(2) 交付単価

当年産の販売収入の合計が、標準的収入を下回った場合に、その差額の9割を、国からの 交付金と農業者の積み立てた積立金で補填します。国からの交付金は、農業者が積み立てた 積立金の3倍が上限です。



※ 米については、米価変動補塡交付金(25年産)との重複を避けるための調整措置を行います。

3. 経過措置

(1) 米の直接支払交付金

80.625(161.250)百万円

(激変緩和のための経過措置として、26年産から29年産までの時限措置として実施します。) 米の生産数量目標に従って生産を行う農業者に対して交付金を直接交付します。

① 交付対象者

米の生産数量目標に従って、販売目的で生産(耕作)する「販売農家」、「集落営農」

② 交付単価

10a当たりの単価(全国一律)で直接交付します。交付対象面積は、主食用米の作付面積から一律10a控除して算定します。

交付単価 : 7,500円 / 10a

(2) 米価変動補塡交付金(25年産)

20,000(8,400)百万円

(26年産から廃止します。)

25年度に米の直接支払交付金の交付を受けた「販売農家」、「集落営農」に対して、「25年産の販売価格」が「標準的な販売価格」を下回った場合に、その差額分を10a当たりの単価で直接交付します。

(25年産の販売価格は、出回りから26年3月までの全国平均の相対取引価格を使用します。)

4. 直接支払推進事業等

10, 251(12, 437)百万円

システム運営など直接支払の運営に必要な経費を措置するとともに、対策の推進、作付面積 の確認等を行う都道府県、市町村等に対し必要な経費を助成します(10,251百万円の中には、 再生利用交付金1,000百万円(26年度限り)及び予備費100百万円を含んでいます。)。

[お問い合わせ先:経営局経営政策課 (03-3502-5601 (直))]

経営所得安定対策等の概要(平成26年度概算決定)

畑作物の直接支払交付金(ゲタ)

(2.093億円)【水田・畑地共通】

【販売農家又は集落営農が対象】 【数量払】

交付単価は品質に応じて増減

対象作物	平均交付単価
小麦[水田·畑地]	6,320円/60kg
二条大麦[水田·畑地]	5,130円/50kg
六条大麦[水田·畑地]	5,490円/50kg
はだか麦[_{水田・畑地}]	7,380円/60kg
大豆[水田·畑地]	11,660円/60kg

対象作物	平均交付単価
てん菜	7,260円/ t
でん粉原料用おれてよ	12,840円/ t
そば[水田・畑地]	13,030円/45kg
なたね[水田・畑地]	9,640円/60kg

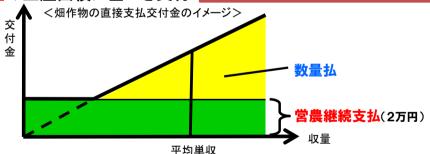
注1:小麦については、パン・中華麺用品種を作付けた場合は、数量払に2.550円/60kgを加算

注2: てん菜の基準糖度は、16.3度

注3:でん粉原料用ばれいしょの基準でん粉含有率は、19.5%

【面積払(営農継続支払)】

前年産の生産面積に基づき交付 2万円/10a(そばについては、1.3万円/10a)



米・畑作物の収入減少影響緩和対策(ナラシ)

(751億円)

【認定農業者又は集落営農で一定の経営規模を有すること等が要件】

◇ 米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょを対象に、収入が減少した場合に標準的 収入額との差額を下回った場合に、減収額の9割を補填(対策加入者と国が1対3の割合で 拠出)

水田活用の直接支払交付金

【販売農家又は集落営農が対象】

【戦略作物助成】

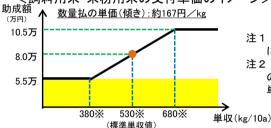
対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	3.5万円/10a
WCS用稲	8.0万円/10a
加工用米	2.0万円/10a
飼料用米•米粉用米	収量に応じ、5.5万円~10.5万円/10a

注:そば・なたね

(2.770億円)

は、産地交付金 からの交付に変

<飼料用米・米粉用米の交付単価のイメージ>



注1:数量払による助成は、農産物検査機関 による数量確認を受けていることが条件 注2:※は全国平均の数値であり、各地域へ の適用に当たっては、当該地域に応じた

単収(配分単収)を適用

【二毛作助成】

1.5万円/10a

【耕畜連携助成】

1.3万円/10a

【産地交付金】

◇ 地域が策定する「水田フル活用ビジョン」に基づく、①水田における麦、大豆等 の生産性向上等の取組、②地域振興作物や備蓄米の生産の取組等を支援。

米の直接支払交付金

(806億円)

7.500円/10a

【米の生産数量目標を守った販売農家又は集落営農が対象】

◇ 激変緩和のための経過措置として、26年産米から単価を7.500円/10aに削減 した上で、29年産までの時限措置として実施(30年産から廃止)

米価変動補塡交付金

(200億円(25年産))

【25年度に米の直接支払交付金の交付を受けた者が対象】

25年産の販売価格が標準的な販売価格を下回った場合、その差額を補塡

◇ 26年産から廃止

直接支払推進事業等

(103億円)

- ◇【推進補助金等】(92億円) 対策の運営に必要な経費を措置するとともに、対策の推進、作付面積の確認等を行う都道府県・市町村等に対して、必要な経費を助成等
- ◇【再生利用交付金】(10億円) 畑の耕作放棄地を解消し、麦、大豆、そば、なたねを作付けた場合に、一定額(2~3万円/10a)を交付(26年度限り)